

## 平成29年度 第1回 伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 平成29年6月7日(水) 10時00分~11時30分

場 所 中央公民館 1階大会議室

出席者 新井 肇 委員長、大西 規之 副委員長、審良 和哉 委員、  
池田 修一 委員、石崎 和美 委員、 市川 伊久雄委員、  
鈴木 隆一 委員、仲野 由季子委員、 林 明美 委員、  
福田 直 委員、松本 喜美子委員、 松山 豊 委員、  
村上 順一 委員

傍聴者 0名

司会 皆様おはようございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今より、平成29年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願ひいたします。

司会 それでは、木下教育長より委嘱状・任命通知書を交付させていただきます。

司会 それでは、木下教育長より挨拶を頂きたいと思います。

木下教育長 皆様、おはようございます。皆様におかれましては、お忙しい中、平成29年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会に、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

委嘱状をお渡しして参りましたが、平成26年度から、3年間にわたり、対策審議会の委員をお受けしていただきまして、本当にありがとうございます。また、本市におけるいじめ防止への理解と格段のご支援をいただき心から感謝申し上げます。

いじめに関しては、平成25年度、「いじめ防止推進法が策定」され、3年間が経過しました。

推進法においては、重大事態に対応する組織を設置し、被害者に情報提供をすることが定められています。また、いじめの確証がなくても可能性があれば

積極的に認知することになっています。

いじめ防止推進法では被害者に情報提供し、いじめの可能性について求められている情報をまとめることが重要だと示されています。また、遺族の方の気持ちを考えることが大切で、事実を明らかにすることも大切です。

最後に、本市におけるいじめ防止について、このいじめ防止等審議会が中核です。様々な立場の方々から多くの意見を聴かせていただき、いじめ防止に努めさせていただきます。

司会 次に、平成29年度伊丹市いじめ防止等対策審議会委員の皆様の紹介に入らせていただきます。審議会委員名簿をご覧ください。50音順の委員名簿がございます。これより、名簿の順にご紹介をさせていただきます。まず、

伊丹市PTA連合会長 審良 和哉 委員です。

関西外国語大学教授 新井 肇 委員です。

伊丹市教育委員会事務局学校指導課 スクールソーシャルワーカー

池田 修一 委員です。

伊丹市人権擁護委員協議会代表 石崎 和美 委員です。

伊丹市自治会連合会代表 市川 伊久雄 委員です。

伊丹市立中学校長会代表 大西 規之 委員です。

臨床心理士 鈴木 隆一 委員です。

野瀬クリニック医師 仲野 由季子 委員です。

伊丹市少年補導委員連合会会长 林 明美 委員です。

伊丹警察署生活安全課長 福田 直 委員です。

伊丹市人権・同和教育研究協議会会長 松本 喜美子 委員です。

伊丹市民生委員児童委員連合会代表 松山 豊 委員です。

伊丹市教育委員会事務局学校教育部長 村上 順一 委員です。

本日は、伊丹市立幼稚園長会代表の大橋昭博委員と、岡野法律事務所・弁護士の岡野英雄委員、伊丹市立小学校長会代表の花光潤一委員、川西こども家庭センター所長の中西史宏委員が公務等のため、ご欠席という連絡をいた

だいておりますので、ご出席は13名になります。

司会 次に、会長・副会長の選任でございますが、事務局案としまして、昨年度に続きまして、会長に新井肇委員、副会長に新たに大西規之委員を提案させていただきたいと思いますがいかがでしょう。よろしいでしょうか。

【了承】

司会 それでは、会長に新井肇委員、副会長に大西規之委員、よろしくお願いいいた

します。新井会長、大西副会長につきましては、会長・副会長席へ移動をお願いいたします。

司会 それでは、会長にご挨拶いただきますとともに、新井会長に進行のバトンをお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

新井会長 おはようございます。ただいま会長ということでご指名をいただきました。皆さまと共に、伊丹の子どものために努めさせていただきます。

肩書きが兵庫教育大学大学院教授から関西外国語大学教授となりました。住まいも兵庫県から、枚方の方に移りました。ここまで来る時間は今までと変わりません。大阪と兵庫の子ども達と保護者と地域との関係がずいぶん違うと感じています。

木下教育長からあったように、法改正から3年が経ち4年目を迎えます。3年ごとに見直しということで、法改正はありませんが、3月に国の基本方針の改定案が出されました。私も委員とし基本方針の改定に携わりました。法ができてもいじめを苦にした自殺が後を絶ちません。国の改正点として、学校のなかで抱え込まないことや、情報共有を徹底することと、子ども達が主体的にいじめ防止に取り組み、より連携を密に行うこと等が追記されています。

伊丹市は、かねてから、いじめを拾い上げて解消を図ることにより、兵庫県下でもいじめの認知件数が高かった。そのために批判を受けることもあったが、今では、積極的に認知することが当たり前になってきています。また、伊丹では、子どもの声を聴き、市民と一緒に考え、地域を巻き込んだフォーラムの実施について、先進的に行ってています。

ここにいる委員の皆様と一緒に、伊丹の子ども達が幸せになれるよう、我々も力になっていきたいのでよろしくお願ひいたします。

新井会長 それでは、座させていただいて、司会進行を進めさせていただきます。では、事務局の方から傍聴についてお願ひします。

司会 はじめに、会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めるにしております。

本日は傍聴希望がいません。このまま会を進行していきたいと思います。

新井会長 今後、委員の皆様に審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録（議事録）が必要です。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。恐れ入りますが、本日の会議につきましては、名簿の50音順で審良委員と池田委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【了承】

新井会長 ここで傍聴要領について確認しておきます。傍聴要領第5条第3項にありますように、傍聴者の方は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。また、第6条にありますように、机上に資料を配付しておりますが、持ち帰り可能な資料は会議次第のみとさせていただきます。

その他、傍聴者の方は、この傍聴要領の内容を遵守していただきますようお願いします。

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

今回、報告事項2件、協議事項1件、11時半を目安に閉会できるようご協力お願いします。

それでは、まず、「伊丹市におけるいじめの現状について」事務局よりよろしくお願ひします。

事務局 平成28年度伊丹市におけるいじめの現状についてご説明させていただきます。ホッキス止めの資料をご覧ください。昨年度、いじめの認知件数小学校902件、中学校241件です。いじめの状況、いじめの発見のきっかけ様について、現在各校で調査中です。第2回のいじめ防止等対策審議会で詳しく説明させていただきます。

平成27年度に比べ平成28年度の認知件数は、増加しました。これは、教員の積極的な認知によるものと捉えています。積極的に認知することで、いじめの未然防止、早期発見につながり、平成28年度では重大事態について報告を受けておりません。

次に推移について、表をもとにご説明いたします。平成20年度から平成28年度の一覧表がありますが、平成23年度から平成24年度にかけて件数が大幅に増えております。これは平成23年度の大津の事案より、いじめの認知方法について見直したことにより、件数が増えています。中学校も同様です。兵庫県のいじめの認知件数は、現在調査中です。わかり次第ご報告いたします。

次に取り組みについて、主立った内容のものを説明させていただきます。学校では、学期に一回、定期的な調査を実施し、積極的な認知に努めています。1学

期は行事が終わった6月、2学期は体育大会・学習発表会後の11月です。集団生活の中で人間関係のトラブルが起きやすい時期を選んで実施しています。3学期は各校の状況に併せて実態の把握に努めています。

3ページをご覧ください。本教育委員会事務局の取組として主な内容は、一般社団法人・ソーシャルメディア研究会、兵庫県立大学の竹内教授が、KDDI、消費者センターと連携し、小中学校を対象とした、スマホトラブル教室を開催しています。昨年、竹内教授から指導を受けた大学生が児童生徒の前で話していましたが、非常に分かりやすく好評でした。大学生の力を借りて、本年度も実施する予定です。

だんらんホリデーのチラシに、いじめの防止について掲載しています。平成29年度も記載予定です。

伊丹市いじめ等対策リーフレット、ネットいじめ対応マニュアルを改訂し、児童生徒、保護者と関係機関に配布、毎年、児童・保護者用を改訂し配布しています。伊丹市いじめ防止等対策審議会を含め、このような伊丹市の取り組みが、兵庫県のいじめ防止のチラシにも紹介されています。

また、いじめの対応について、教職員対象の研修として、川畠委員にもご協力いただき、こころの理解講座を実施しております。

最後に、いじめ防止対策推進法等の内容についても記載しておりますので、ご参考にしてください。

新井会長 それでは、説明をしていただきました内容について、何か質問・感想等ございましたら、お願いします。

松山委員 いじめの認知件数の推移について、平成23年度と平成24年度はこれだけの差があり、平成23年度は、いじめはあったが全然報告がなかったということで、問題はなかったのか教えてください。

事務局 確かに平成23年度と平成24年度は大きな差があります。いじめは、子どもの集団の中で起こり得るものとして、平成23年度年は、実際はもっとあったと思います。ただ、それを、いじめと認めるかどうか、過去について、掘り返すことはできません。

教員、社会のいじめの考え方が変わったことによって件数が増えたことと捉えています。

新井会長 私から少し補足をいたします。

先ほどのいじめの定義が出てきたのは平成 25 年です。法が策定される前に、大津のことがあり、いじめの疑いは可能性があればあげていこうとなりました。それまでは、調査をしなさいと言われる度に件数は上がっていました。例えば 1985 年に、基準を変え、調査をしなさいと言われると全国で 16 万件になりました。以前が 10 万件に対し 6 万件も増えました。

大津のことで、調査を徹底して行うことになり、伊丹はそれを真摯に受けとめた結果です。平成 24 年度の兵庫県のいじめ件数 1800 件のうち、伊丹市が 780 件です。学校の中でいじめを見つけて問題を解決していこうという目がこのような結果で現れました。正直なところ、このとき、批判もあり、伊丹が兵庫県の数字をあげていると言われました。しかし、今は、一番少ない佐賀県と多い京都では 30 倍以上で、京都はしっかりやれないと評価され、佐賀県は、文科省の調査、指導が入っています。

伊丹市の姿勢をご理解していただけたでしょうか。

審良委員 学校等・市教委の取組は良く分かりました。子どもが自発的に、いじめに対し取り組んでいる事例があれば教えていただきたい。なければ、結構です。

事務局 学校では、例えば生徒会が中心となって啓発活動をしています。それは、教育委員会と連動しています。方法は、それぞれ異なりますが各小中学校でやっています。

また、年 1 回の取り組みとして、夏休みに生徒会リーダーズセミナーで、各校の代表生徒が集まり、討論会をします。それを、学校に持ち帰り、じわりじわり学級等で広げていきます。また、保護者との連携も併せて取り組んでいます。

新井会長 それでは、協議に入ります。平成 29 年度伊丹市いじめ防止等の取組について「伊丹市いじめ防止等のための基本的方針」の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 伊丹市いじめ防止等のための基本的方針の改定について説明と提案をさせていただきます。基本方針について、改定案を机上に置かせていただいております。「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日に施行されました。その第 12 条に、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とあります。また、平成 25 年 10 月 11 日には、国のいじめ防止等のための基本方針が文部科学大臣決定されています。本市においては、その後すぐ、平

成26年4月に、いち早く、「伊丹市いじめ防止等のための基本的方針」を策定したところです。

策定後も、これで完成というのではなく、そのときどきの実状に合わせて、実効性のあるものにしていくために、毎年、見直しを行っているところです。今回も、昨年度の2月13日の「第4回伊丹市いじめ防止等対策審議会」において、各委員からいただいたご意見と、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定と「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定の内容をふまえ、変更・追記いたしました。変更点が多く時間の都合もあり、すべてを説明することができませんので、改定案として変更点が見えるように冊子を作成させていただいている。

それではご説明申し上げます。1の策定の根拠です。まず、1ページの8行目「将来の伊丹を担う」を伊丹のみならず社会を担う人材育成を望むことから「伊丹市及び社会を担う」と追記します。

次に2の基本姿勢です。2ページの2基本的な考え方の(1)いじめの定義について、本文中に「一定の人間関係」や「物理的な影響」などの説明に違和感があるため、「定義」について枠で囲みます。2ページの下から3行目の中段までの変更は、国的基本方針の改定を参考に変更したものです。「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある」や「「いじめ」という言葉を使わず柔軟な対応も可能である」などの内容に変更されました。

特に大きく追記した部分として、5ページの下から1行目は、平成29年3月29日に「教育委員会及び学校と警察の相互連携にかかる協定」を兵庫県県警本部との間で締結したことを明記しています。このことにより、平成29年4月1日より、運用しております。

9ページの1行目は、毎年いじめフォーラムを開催しているため、「毎年1回いじめ防止フォーラムを実施し、児童等の意識を高める。」を追記します。

11ページの下から1行目から12ページの16行目までの変更は、国的基本方針の改定を基準に、教員の抱え込みを無くし、情報共有や組織的な対応等を必要とする内容です。また、校内研修会や学校評価の項目にいじめ防止等の内容を取り入れることを追記しています。

13ページの「学校基本方針に盛り込むべき」を「学校いじめ防止基本方針」と変更します。アの学校の教育方針等に「いじめに対する」を追記します。エの「基本的な方向」だけでは漠然としていたため、「いじめ防止等の取組の基本的な方向」と追記しました。カの「生徒指導の体制」は、教職員への組織体制のさらなる重要性を考え、「教職員の生徒指導体制」に変更しました。コの「いじめの防止」は、「いじめの未然防止」として「未然」を追記します。

13ページの④取扱の1行目の「学校基本方針」を「学校いじめ防止基本方

針」と追記します。

14ページの8行目は、「保護者や地域への情報提供」に情報を提供するだけでなく、収集することも大切であるため、「情報収集」を追記します。

20ページの(8)いじめへの対処①意義の「発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。」を、より具体的に「発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、情報の共有を図り速やかに組織的に対応する。」と変更と追記します。

21ページの1行目の「学校はためらうことなく伊丹警察署等に通報して対処する。」とあるが学校以外でも通報する場合があるため、「学校」を削除します。

21ページの17行目は。「さらに、必要に応じ、被害児童等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。」と下から1行目の「その保護者には、早急（さつきゅう）に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。」は、国の基本方針の改定を参考に追記した内容です。

22ページの⑥継続した指導の5行目の「いじめが解消されたと見られる場合も、引き続き観察」の「引き続き観察」の前に安易にいじめが解消したと判断しないように、具体的な期間として「少なくとも3ヶ月」を国の基本方針の改定を参考に追記した内容です。

その他、時間が限られておりますので、冊子の網掛けを参考に、文言を確認してください。以上が、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定と「重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された内容と平成28年度に委員の皆さまからいただきました貴重なご意見等をもとに改正しく存じます、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」改定の案です。ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

新井会長 ありがとうございました。ただいまの説明、平成28年度の第4回本審議会と平成29年3月14日に文部科学大臣から「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受けて、改定案を詳しくご説明いただきましたが、今の説明についてご質問はありませんか。

あらかじめ、改定の冊子は事前に委員の皆様には届けさせていただいています。今、説明がなかったところについても含めて質問をお願いします。

なお、今回確認できたところは改定とさせていただき作成させていただきます。順をおつて、質問を受けたい思います。まず、1の策定の根拠と2の基本姿勢の内容について、1から6ページまで質問をお願いします。

市川委員 5ページ 学校支援地域本部について教えていただきたい。

事務局 学校支援地域本部は、ボランティア組織です。園芸ボランティアや読書ボランティア等など、市民のボランティアが参加している団体です。

事務局 平成20年度から地域のボランティアとして約600名の方が登録されています。本市では社会教育課が所掌している学習支援、園芸ボランティア、本の読み聞かせ、校内整備等のボランティア等本市は多くの地域の方がボランティアの方々が、専門性を活かし、学校へボランティアとして派遣しています。

新井会長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

松山委員 7ページ「いじめ問題対策連絡協議会」と「伊丹市いじめ防止等対策審議会」との関係は?「いじめ問題対策連絡協議会」が方針を決め「伊丹市いじめ防止等対策審議会」が取り組みを協議して、第三者調査委員会がそれを認めるような順番になるのでしょうか。

事務局 いじめ問題対策連絡協議会は、教育委員会とは別の組織で、市長部局で設置するものとして、必要に応じて設置し全市的なことについて協議を行います。実質的な取組として教育委員会が、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」を設置し教育的な内容から特に学校に関することについて方針を定めます。

松山委員 いじめ問題対策連絡協議会は、どんなメンバーで構成され、どのような内容ですか。

事務局 伊丹市長を中心とし弁護士、専門的な学識等で構成されます。法律の14条に基づいて設置しています。条例でも、行政関係で定めるようになっています。

松山委員 法律により設置されていることは分かりました。何か特徴はありますか。

事務局 いじめに関しては、市をあげて取り組んでおり「伊丹市いじめ防止等対策審議会」は教育委員会で常設しています。「いじめ問題対策連絡協議会」は組織として定めているが常設ではありません。

新井会長 よろしいでしょうか。補足すると、「いじめ問題対策連絡協議会」は関係行政機関の職員、関係団体が中心になって、いじめに関する情報を共有します。

この会は、実質的に、具体的な対策を関係団体、地域の方、それぞれの専門家がその他いじめの対策について伊丹市として何が必要なのか、このままでいいのか等を審議していきます。

第三者委員会は重大事態が発生したときにつくります。知識経験を有する者のうちから、調査の公平性・中立性が図られると認める者で構成されます。

新井会長 他いかがでしょうか。12ページまで質問はありますか。

市川委員 前回の会議で「障害」という文言の扱いについて話が出た。11ページで漢字とひらがなと併記されている。ひらがなで統一できたらどうでしょうか。

もう一つは、12ページの「その他の処置」で当該児童等に出席停止を命じるとあるが、教育委員会の権限で行うのでしょうか。

事務局 「障害」について伊丹市として統一しています。人に係るものはひらがな、障害そのものを指す場合は漢字で統一しています。

出席停止を決めるのは「教育委員会」と定められています。

新井会長 同じページに違う表記があるのは違和感があります。市で定められているものですが、統一することは可能でしょうか。

事務局 必ずではないですが、伊丹市の名前で出す基本方針ですので、そうさせていただきたいです。

石崎委員 注意事項として書いてはどうでしょうか。

事務局 是非、そうさせていただきます。

新井会長 注意書きで記載していただくことでご理解していただきます。

新井会長 12ページから24ページまで何かありますか。

松本委員 抽象的な事で立場的な者として言わせていただきます。立派な事が書いてありますが、学校はこのようなことをやっているのでしょうか。

17ページ8番、自己指導能力、集団の育成というすごい表現ですが、先生方がこれをしなければならないというプレッシャーのもとで、どのように指導するのか。先生方が様々な性質をもつ子どもたちに、どのようなことに気をつけて

指導しなければならないか、いじめ防止の観点から外れているかもしれません  
が、子どもが「自己指導能力をつける」という表現に違和感があります。

事務局 ⑥の自尊感情の育成について、⑦は体験活動の充実について内面的な心を育むことを示し、⑧はいわゆる本来の教育の本質について、正しい判断を身につけるという観点で記載しております。また、加害、被害ではなく傍観者にならないために、しっかりと集団の中で客観的な視点で、いじめ防止の目を育てていくという観点で書かれています。

松本委員 子どもは正しいことばかりできません。間違ったときに、先生から正しいことを教えてもらうことも大切です。勉強など多くのことをしなければならない子どもたちに、しっかりとフィードバックできるような教育をしてほしい。

石崎委員 これ本当にできるの？というのが正直な感想です。先生を追い込んでしまわないか。想像豊かな教育など文言だけではよいが、実際行うためには先生方にも負担がかかると思います。ストレス解消は子ども達だけでなく、先生にも必要だと感じました。

村上委員 規範意識を身につけ、倫理観を養うことがこれからの中学生たちの教育に必要です。新しい指導要録にも倫理観という文言は出ています。また、いじめの現場で、止められるか、正しいことは正しい、間違っていることは間違っていると言えるような教育を進めていきたいと考えています。

石崎委員 ありがとうございます

事務局 分かりやすい言葉で表現し、読んで分かる言葉を使って記載することで理解の徹底を図ることが必要だと思います。ご指摘をいただいたので、読んで分かるように整理させていただきます。

新井会長 分かりやすい言葉に置き換え、説明をつけることでよろしいでしょうか。自己指導能力は、新しい学習指導要領や文部科学省の文章の中でも多く出てきます。規範意識と並べているため誤解があるかもしれません、その時、その場で正しい自分で適切な方向を判断し、行動することが自己指導能力です。他者主体性を尊重、自己実現を目指して入れていると思います。「児童一人ひとりに自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場を作る」の3つがあって自己指導能力を育もうとしている。「自己指導能力とは」と説明を入れるよう

な形で考えてはよろしいでしょうか。

鈴木委員 いじめの現場では、傍観・自己指導能力とあるが、非常に幅が広い。中学校、小学校高学年の中学生たちが、いじめを見たときに、「やめておけ」と言いにくく、言った場合に目立ってしまいます。止めることはできないが、後で「大丈夫か」と声をかけることはできる子はいる。まず、できることから求めいくことが必要だと思います。

新井会長 理想的なものが載っており、やれないこともあるが頑張ろうという意味だと捉えさせていただきます。フォーラムで生徒会長に聞いてみると、自分の学校のいじめ防止基本方針や学校の基本方針を読んだことがないと答える生徒が多いです。

改めて読んだ生徒が、「これができれば、いじめはなくなるのでは」と答えました。具体的にどう反映していくか、難しいが改定のなかで少し柔らかくするよう検討ください。

事務局 今いただいたご意見を参考に検討し、本当にできる部分、今後見える形として作させていただきたいと思います。

市川委員 20 ページ⑥で、我々地域からすると、地域の人が学校に入れる仕組みを作るとあるが、地域からは、何を推進すればよいか分からぬ。今、コミュニティ・スクールとの取組はつながっていないように感じるので、できれば認識を持って、是非つなげてほしい。

14 ページ「力」の情報収集について、順番として「収集」し「提供」の後、「共有」する方がよい。

16 ページの安心安全の間にポツを入れてください。

新井会長 ご指摘があったコミュニティ・スクールをもっと具体的に載せることと、情報は「収集」し「提供」後「共有」することと、安心安全の間にポツを入れることで、どうでしょうか。

事務局 コミュニティ・スクールをどのように入れるかについては、国の基本方針でも「学校評価」の中にコミュニティ・スクールやいじめ防止について取り入れることになっています。コミュニティ・スクールは学校評価も行い、地域と一緒に共有することになっています。必ず関わらなければいけないような方

向にしていかなくてはならないと考えています。

審良委員 コミュニティ・スクールというものは学校運営に関する事を協議するもので、学校に問題が起きたら、その課題を解決するために協議する場もあります。学校でいじめがおきれば、当然解決に向けて協議する。基本方針のなかで、コミュニティ・スクールの連携について入れても問題はないと思います。

新井会長 以前、地域の人が具体的に、何かできるのかという議論が出たが、どうでしょうか。

事務局 5ページの基本方針で連携については概要が載っています。また、学校で起きた事案について、コミュニティ・スクールの中で実際に校内の問題行動についても話し合っています。

事務局 情報提供として、この4月に地教行法の改正されたことにより、設置の努力義務化が決まりました。学校に対する支援に重きを置き、様々な問題について、考えています。当然、いじめについても考えていきます。今後、全小中高に設置することになります。

新井会長 教育的な言葉を安易に使ってしまっている。教育関係者なら分かる内容かも知れないが、市民の人には分からることもあるだろうと考えます。市民にも分かるように、簡単なことばに置き換えるか説明を加えるということを事務局でやっていただきたいと思います。

新井会長 「重大事態」について、31ページまで何かありますでしょうか。全体を通してどうでしょうか。

松山委員 25ページの「重大な事態」と重大な被害を判断されるのはどのあたりで判断するのか。また、国は基準を明確化していくと言われていましたが、明確になったのでしょうか。

新井会長 議論になりました「50万円は重大？では3万円は？、2万5千円は？」、「全治3ヶ月は？全治1ヶ月は？」など、具体的に書いてしまうと逆に違和感が生じてしまう。具体的な部分を書くと、逆に縛ることになる。解消する目安を3ヶ月とすると記載したが、縛っているかもしれません。

今年度一年間かけて、基本方針に基づく事例的なもので分かりやすくしていくことが重要ではないかと考えられる。また、教育委員会によって、同じ事

例でも他市と異なる可能性もでてくることもあると思います。

他いかがでしようか。網がけになった部分の訂正・追記以外で、教育関係以外の方が見たときに分かりにくくならないよう説明をつけていく。細かい部分は事務局にお任せします。我々は必要に応じて意見を言うことでどうでしょうか。

新井会長 それでは、11：30になりましたが、フォーラムについてお願ひします。

事務局 平成28年度は、平成28年11月12日にスワンホールにおいて、約100名の中学生、教職員、PTA、関係機関が一堂に会して、社会総がかりでいじめを防止する意識を高めることを目的に開催しました。

ひとつのいじめに関する事例ビデオを通して視聴し、ワークショップ形式で、生徒・教員・保護者のそれぞれの立場から意見を出し合いました。また、本フォーラムにお越しいただいた方々同士も意見を交わしながら、いじめの問題にどう向き合うのかを考えることができました。

今年度は、11月18日（土）に、ことば蔵において開催する予定です。

新井会長 ご意見、お願ひします。

福田委員 業務を通じて非行少年と話しをする機会が多いのですが、やはり一番問題なのはこの子を育てた「親」ではないかと思います。我々がいくら話をしても親は固定概念で「なんで悪いねん」となります。基本方針を改定することも大切だが、親を変えることも必要なはずです。フォーラムに参加する子どもやその保護者はすばらしい。そうではなく、いじめ等に実際関わった子どもやその親に対して、いじめに対する考え方を変えてもらえるような内容をお願いしたい。協力します。

新井会長 具体的にどうですか。親に対しての働きかけについて、フォーラムで何か、やれそうですか。

市川委員 今の話を聞くと、対象者は保護者となります。そこからいくと連合PTA会長様の意見を聞きたい。

審良委員 「親育」と言う言葉が出てきているくらい保護者への教育は大切なことです。連合PTAでも様々なフォーラムを開催しているが、実際に出席者が少ない。情報が行きわたるように重点項目の中にも入れているが、各校で呼びかけ

ても決まった人しか来ない。情報発信が課題で非常に難しい問題です。

新井会長 伝えたいところに伝わらない。子ども主体的な取組をという観点でフォーラムを実施し、そこに親の観点を入れて考えていく、親子といじめ等について、親の目線から見てどうなのか。昨年度は、加害者の目線で、ビデオで事例を見て考えました。今度は、親という観点を入れて、子ども主体の市民を巻き込むフォーラムを考えることでよろしいでしょうか。

石崎委員 親もかつて子どもだった。認めてもらえなかつたことを思い出してもらうような内容はどうでしょうか。

鈴木委員 このような問題は、これからも続く永遠のテーマだと思う。こういう親御さん達を向こう側（加害者）に行かせないような姿勢でなくてはならない。

新井会長 加害者の親に、学校の課題として伝わっているのは4割程度、6割は伝わっていない。何でそうなるかと、当然加害に厳しい指導はするが、家庭環境で様々な問題を抱えている場合が多く、困っている保護者は多い。子どもから見て、抜本的な解決に向けて取り組みがフォーラムで位置付けられるようにしたいと考えます。

審良委員 私たち活動をしているものからすると、子ども達が親の背中を見て育っている。「親も頑張っていきましょう」と言い続けています。そう言い続ける中で、子どもから見たとき、どういう親が理想的なのか。私たちからは見えない。保護者への思いを聞くのはどうでしょうか。

新井会長 事前に小中学生から、アンケートをとり、その数字を見て考えてみるのはどうでしょうか。

林委員 子どもと親の関係がどういう関係を築けているのか。パトロールして声かけをすると、注意を受けた子は「怒られた」ことだけを親に伝え、それを聞いた保護者が、こちらに文句を言いに来ます。子どもは都合のいいことしか言わない場合があります。

講演会や様々な活動に参加している保護者は、ある程度、子育てが終わっている方が多い。今、子育てしている保護者に聞いてほしいが、親がシャッターを下ろしてしまっています。

子どもは親の姿を見ています。子どもと親の関係を知りたい。普段、親と話

しをしない子どもこそフォーラムに参加してほしい。学校のことを知らない、関わっていない保護者にも参加してほしいです。

新井会長 非常に難しい課題ですが、やり方を考えていただく。事務局に宿題として考えていただきたいと思います。

松本委員 子どもの前で親の否定はしてほしくない。子どもにとって親は親です。全員に周知することは無理だとしても、来た人に広げてもらうことはできます。今の子どもに伝われば、その子が親になったときに少し変わってくるはず、ちょっと良い方向にむくはず。親を巻き込むのであれば、子どもが発表すると親は来ます。また、表彰などを渡す機会をつくるなど、来てほしい保護者の子どもを参加させることができれば、保護者も来るはずです。0を1にする取組をお願いしたいです。

新井会長 ありがとうございました。みなさまから頂戴しましたご意見をもとに、今後、事務局とともに協議し、企画・立案を行い、次回の審議会においてお伝えしたいと考えます。今後、本日出したご意見をもとに、各学校にお伝えいただき、伊丹市の子どもたちにとって、実効性のあるいじめ防止等の取組につなげていけばと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。

司会 本日は、初回にもかかわりませず長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。次回、第2回の日程につきましては、10月11日水曜日の午前を予定しております。本日、配布しております資料につきましては、次回からの会議におきましてもご持参いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。